

写

蓮田市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項の規定により、蓮田市長から平成24年度決算審査及び行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

平成26年3月26日

蓮田市監査委員 内 田 薫

蓮田市監査委員 島 津 信 温

写

政財第 912 号
平成26年3月3日

蓮田市監査委員 内田 薫 様
蓮田市監査委員 島津 信温 様

蓮田市長 中 野 和 信

平成24年度蓮田市決算審査意見書及び行政監査結果報告書に基づく
指摘事項の措置状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のと
おり通知します。

(別紙)

平成24年度蓮田市決算審査意見書及び行政監査結果報告書に基づく指摘事項の措置状況について

【指摘事項】

2. 委託契約事務について

平野中学校体育館耐震補強工事に関する書類の審査を行ったところ、体育館の耐震診断・補強設計委託契約の委託期間が平成24年4月16日から11月30日までとなっており、その後に行われた耐震補強工事契約の工期は平成24年10月24日から平成25年2月28日までとなっていた。この書類を見る限りでは、耐震診断・補強設計委託が終了していない時期に耐震補強工事が着工されたことになる。実際には、耐震診断・補強設計委託は8月30日に完了し、9月7日に完了検査が行われていた。このように委託契約期間満了の3ヵ月も前に終了し耐震補強工事の契約を行うのであれば、委託契約期間の変更契約を行うべきである。

【措置状況】

ご指摘のとおり、対応してまいります。

【指摘事項】

3. 歳入科目について

財産に関する調書に掲載されていた消防ポンプ自動車の売払い金について、諸収入の雑入としての事務処理がなされていたが、消防ポンプ自動車の所有権を失うことに伴う現金収入であることから、財産収入・財産売払収入・物品売払収入としての事務処理を行うべきである。

【措置状況】

消防ポンプ自動車の売り払いにつきましては、従前までは、諸収入の雑入として事務処理しておりましたが、平成25年度から消防ポンプ自動車の売り払いにつきましては、物品売り払い金として事務処理しております。